

# 班田収授制と畿内

覧 敏 生

## はじめに

日本古代の班田収授制は、中国の均田制を範としつつも、その意味内容を大きく変更させた制度である。<sup>(1)</sup> その班田収授の実施方法と関わって、養老田令23班田条に付された明法家の解釈のひとつ、穴記に次のような問答がみられる。

問。於畿内至下授班田之時上、国司・京職各立同国郡、行授班田之事上哉。為當、注可レ授レ田戸員、可レ受田数、送於國而令賜哉。答。国司・京職各計レ授作レ簿。但至班田之時、国司・京職相共量レ便宜レ授給レ耳。其京戸生益・隠首多、而国内生益等數少。或国内生益・隠首多、而京戸生益等數少者、通計所在之田均給耳。不可有差別。

班田条集解には、二箇所に穴記注釈が引載されている。令文「預校勘造簿」以下の部分「A」と、令文「一月卅日内使訖」以下の部分「B」である。前掲問答は、その「A」に属する。はじめに、畿

内における口分田授班の時、国司・京職官人はどのように行動するのかという問い合わせを発するが、答えをみると、都城の住民、すなわち京戸を念頭においていることがわかる。この問答については、史料上に散見する京畿内班田使のことに触れず、班田使が任命されない場合の、国司による班田のありかたを示すものかともいわれるが、「於畿内至下授班田之時上」と一般的問題設定がなされており、畿内班田についての通則的問答であり、班田使が任命されない場合の便法とはみなしがたい。養老田令班田条自体は、一〇月一日から京国官司による簿の作成をはじめ、一一月一日に至つて田を授けられる人を集め、相対して給え、そして作業全体は二月の内に終り、との内容をもつ。班田に関する全国一律の普遍的規定である。<sup>(3)</sup> ところが穴記は、畿内班田をどうするのかとのきわめて個別的な問い合わせを発するのである。穴記がこのように特殊な問い合わせを発したのは、全国一律の一般規定では対応できない畿内の事情があつたから、つまり畿内に特別に任命される班田使の存在を重視したからとみられる。

他方畿内班田使に関して、班田年にもかかわらず任命記事が六国史に出現しない例の存在等から、宮原武夫は、班田一般ではなく、特殊な任務を帯びたものと捉えた。<sup>(4)</sup> 畿内班田使は畿内に多く賜与された位田・職田・賜田関係の任務をなつたとみたのである。宮原説に対しても、畿内班田使任命記事があらわれないからといって、任命自体がなかつたとは結論できない旨の虎尾俊哉による批判がある<sup>(5)</sup>。やはり班田使に期待された基本的任務は、口分田班給一般とみるべきであろう。

浅野充は、日本における宮都制成立、それとともに京戸成立を考察する一環として班田使に言及する。班田使が存在するのは、京内には班田できないこと<sup>(6)</sup>を背景とした、多大な京戸口分田班給のためである。畿内班田使は、畿内の班田を全一的に施行する單一官司ではなく、各国ごとに任命される。各国は班田において他国の公民には口分田を班給しないという自己完結性をもちつつ、京戸班田については各国でおこなうという限りでのみ、京と畿内各国とは相対的対応関係をもつとした。さらに平城京の下級官人の出身地等を根拠に、京戸は全国から析出された人民であり、その京戸を媒介として畿内班田がなされ、畿内の一体性が実現するのだから、国家がつくりだした政治的な一体性にほかならないと主張する。唐制では、京内にも州県制が貫徹しているのに対して、日本の京が国郡制に総括されず、独立した行政区画であることも、京・京戸制の、律令國家成立との相即的関係を示すものとみる。

史料上、京戸口分田を見る能够のは、平城京時代では大倭国のみであり、平安遷都以降、班田使と大和国との関係は徐々に疎遠となり、山城国との関係が重視され、山城における京戸口分田史料がみられるようになる。<sup>(9)</sup> 都城所在国にのみ京戸口分田が班給されるわけではないが、都城が造営された国と京戸との関係は密接なものがある。しかし大倭・山城にのみ京戸班田を担当する官が派遣されるのではなく、畿内總体に遣わされることの意味がさらに追究されねばならない。本稿では、第一に、冒頭に掲げた穴記問答の再検討、第二に、畿内班田使構成員を分析することにより班田使の特質を考えること、そして第三に、班田使任命に結果するところの畿内班田の特殊性の考察を課題としたい。

### 一 田令23班田条集解穴記について

班田条集解「A」部分の穴記には、六個の問答がある。その三番目が、前掲畿内班田に関する問答である。その性格を明確化するために、他の問答を概観しておく。一番目は、戸籍作成と班田手順についての問答であり、造籍が班田に先行することを記す。二番目は、令文の「造簿」に相当する、班田可能田量と班田対象人数を調べた「簿」も、戸籍と同様二通作成し、一通は京進、一通は国に留めることを規定した問答である。注目すべきは、問答末尾に、京職官人が京戸分の「簿」をつくり、戸主等を集め班田するとの説が付加

されていることである。これは「案此条」とあり、班田条全体への補足であるが、直接には、「簿」について「一通留國」としたことからくる誤解を避けるためであろう。京職も「簿」作成の主体であることを明記しようとするものなのである。四番目は、田図を民部省に送るべしとする問答。五番目は、令文上は京国官司と太政官のみが班田への閥与を想定されたのに對し、民部省は班田のことを「知る」、すなわち把握するのか否かの問答である。班田条自体に明文はないが、班田終了後、結果を記す田籍は民部省に收められ、それゆえ職員令に民部卿職掌として「諸国田」とあるといつており、民部省閥与の確認である。六番目は、戸籍・計帳による人口増減・移動の把握方法と比較して、田籍<sup>(10)</sup>ではどうか、田の増減・移動の把握は可能かとの問い合わせである。答えは次の通り。令文の「校勘造簿」とは、あらたな班田対象者と班給しうる田数により「簿」がつくれるのである。田の増減や荒廃は「簿」では掌握不能であり、青苗簿によつて毎年把握できるという。<sup>(11)</sup>

班田条集解穴記問答全体を通していえるのは、令文の班田手続き、それも中央・地方の官司間での手続きを対象とする点である。こういった性格は、この条の他の集解諸説についても指摘でき、総じて班田条集解諸説は一般規定的注釈が多く、具体性に乏しいといわざるをえない。穴記第三の問答はどうであろうか。

三番目の問答の内容は次のようである。畿内で田を授けあかつときは、国司と京職が同じ国郡に立ちあつて授班田をおこなうのか、

それとも京職が、京戸分の授田者・授田数を国司に送付して国司に班田させるのか。この問い合わせに対する答えは、国司・京職が各々授けるべき人數・田数を数え、帳簿をつくり、班田のときには国司・京職が相共に便をはかり授け給うべし、という。「問」は、班田収授全体の実行を国司・京職官人の共同作業なのか、それとも京戸分の帳簿を京職がつくり、国司が口分田班給を実行するのかと質しているのである。後者は、京戸への口分田班給作業のうち、帳簿作成を京職に、班田施行を国司に分担させる考え方である。それに對して「答」は、全体を共同作業とみるのである。京内には田の存在を認めず、しかし京戸も班田対象者であるから、京外に田地を求めるねばならないことによる問答である。

天長六（八二九）年六月二二日太政官符（三代格）は、田籍作成のため京職書生を雇うべきことを指示したものだが、山城国に遷都し、班田使も八〇八年に減貢されたにもかかわらず、大和国のみが問題になつてゐる。平城京時代の京戸口分田全体における大倭国分の大きさを考慮しなければならないが、そもそも都城制成立以前のヤマト地域が京戸の主たる供給源であったことを暗示するのではなか。大和では京職官人が赴いて京戸田籍をつくることが「承前成例」しており、他の山城・河内等四箇国では、国司が京戸田籍を作成したと官符はいう。またこのときの班田でも、八二六年七年に畿内校田使が、八二八年には畿内班田使が任じられたが、班田使自身は班田結果を表示する田籍の作成を直接的任務とはしないらし

いのである。このときの班田使中にも京職官人が含まれていたかもしれないが、班田使の職務は、帳簿上のことがらというよりも、むしろ実際の班田施行にあつたことを明らかにするものといえる。<sup>(12)</sup>

しかし見逃されではならないのは、穴記の「問」が、畿内における班田施行を提示しつつ、畿内班田における京職・畿内国司関与の不可避的性格を暗黙の了解としていることである。京戸口分田班給

が、畿内全体で予定されていることを示唆する。つまり京と畿内全体とが対応しているのである。このことは畿内班田使の性格分析の

結果と大きく関わり、班田条の穴記全般、そして他の集解諸説的一般的ないし形式的性格とは異なつて、穴記第三の問答の具体的性格、現実をふまえたさまを示すのではないだろうか。第三の問答は、畿内班田使には触れていない。他の集解諸説と同じく、官司間の管掌区分をのみ問題にしている。その限りにおいては、班田条解釈の域を脱してはおらず、集解諸説通有の形式的性格の範囲内にある。九世紀初頭と推定される穴記の成立年代からすれば、当然畿内班田使の存在は承知していた。穴記はその存在を知つていながら、班田条集解諸説全体がそうであつたように、京職・国司といった令制の、つまりできあいの官司のみを使って班田条を解釈するのである。しかし令文の解釈としての限界性を自ら認識しつつ、ことさら班田使に触れないことで、逆に現実をふまえようとしたといえるのではないかだろうか。京戸の口分田を問題にするにあたつて、「畿内における班田」と前提してしまつたところに、畿内班田使によつて班田が

実施されている様態を脳髄の片隅に置きながら注釈をおこなう穴記問答作者の心性が看取できると思われるからである。しかし、穴記が畿内班田について、京職と国司を並べながら注釈をなすさまは興味深い。この点に留意しつつ、第二・三章において、畿内班田使任官者の具体的な様相をみていただきたい。

## 二 畿内班田使の性格分析（そのI）

畿内班田使の任命・存在が知られる年次は以下の通り、都合一〇回である。

①七二九年（続日本紀天平元年一一月癸巳条）

②七八二年（続紀天平一四年九月戊午条）

③七五五年（天平勝宝七歳九月二八日「班田司歴名」、大日古

四一八一頁）

④七七三年（「大和国添下郡京北班田図」）

⑤七八六年（続紀延暦五年九月乙卯条）

⑥七九一年（続紀延暦一〇年八月癸巳条）

⑦八一〇年（「大和国添下郡京北班田図」、および日本後紀弘仁

元年九月戊戌条）

⑧八二八年（日本紀略天長五年正月丁丑条）

⑨八四四〇八年（續日本後紀承和一年一〇月壬午条、一三年一二月乙亥条、一四年一〇月己酉条、一五年二月癸

已条、一五年六月庚寅条)

(a) 七二九年 山背・摂津国班田使

⑩八七九〇八三年（日本三代実録元慶三年一二月二一日丙午条、  
同四年三月一六日己巳条、同七年一二月一七日己酉

条）

このうち八七九〇八三年の場合は、当初国司に班田を委ねたものの急激な転換があり、八七九年に畿内班田在京の参議に検校させた上で、山城に左少弁らを派遣し、八八三年に至つて大和・河内に使者を遣わした事例である。これらは畿内班田使の名称、長官・次官以下の構成原理をもたないが、班田使に準じて扱つておく。<sup>14)</sup>また日本書紀持統六（六九二）年九月辛丑条の、畿内に派遣された「班田大夫」にも留意しておく必要がある。

班田使は、長官・次官・判官（准判官、権判官を含む）・主典の四等官、そして史生・算師等によつて構成される。任命されたメン

バーについては、浅野充が若干の考察をおこなつてゐるが、畿内班田使の性格に関するところを明らかにしていただきたい。ただし史生・算師は人名のわかつてゐるものも多いが、総じて位階が低く、六国史等に登場することがまれであり、一部を除いて考察の対象からはずさざるをえなかつた。班田使に関連して、史料的には八世紀後半から、班田の前提としての校田使が登場するが、これについては必要に応じ、その都度言及する。

天平一五（七四三）年四月二三日の「弘福寺田数帳」（大日古二一三三五頁）に、「佐伯宿祢淨万呂」ら山背国司とともに署名を加える「紀朝臣飯」以下は、この前年に畿内班田使の任命があつたことから、山背国班田使とみてよい。<sup>16)</sup>署名部分に、次のようにある。

「長官從四位下守右大弁勲十二等紀朝臣飯」  
 「判官正六位上神祇少副兼行式部大丞中臣朝臣清万呂」  
 「判官正六位上行中務大丞勲十二等石川朝臣名人」

## 「主典從八位下秦公病」

## 「主典正八位上行主計大屬海首楫賀」

「紀朝臣飯」は紀飯麻呂である。主典の秦公は「病」との注記があり、署名がなく名は不明である。この年度の班田使構成員には確たる特質がみうけられないが、七二九年の山背班田使等と同じく、弁官の上位者（右大弁）の任命は注目される。

## (c) 七五五年 四畿内班田使

大日本古文書（編年）四卷八一～二頁に「班田司歴名」と名づけられた文書がある。はじめに大倭・山背・河内の准判官が、次に大倭の左班田使の算師・史生が記載され、以下、大倭の右、河内、攝津、山背の算師・史生が並べられる。しかし下級官人ということもあり、他史料に顔をみせるものがほとんどない。わずかに河内算師の「下道長人」が七七九年に大宰少監、七八四年に大倭介の下道朝臣長人であるらしいことを除けば、経師・校生などとして史料上にあらわれるものも少数である。この時期、和泉国は河内に併合されており、和泉独自に班田使は任命されていないが、河内の准判官が二人であるのは河内地域と和泉地域にそれぞれ任じられたのである。ただし他の年次、すなわち和泉が独立しているときであっても河内と和泉は一括して班田使が任命されている。これは、班田使が成立当初から四畿内に対応する四グループであつたことを示す。班田使は、大倭・山背・河内・摂津国に対応して創出されたと思われ

## (d) 七七三年 大倭國班田使

奈良西大寺藏「大和國添下郡京北班田図」の四条尾部の署名部分にみられる班田使のうち、他史料と比較検討可能な主典以上を示すと次のようである。

## 「長官正四位下行左大弁兼造西大寺長官佐伯舍宅人」

## 「次官從五位上行民部勲六等石上朝臣『虫損』」

## 「判官正六位上行山背介勲九等尾張連 遷任」

## 「判官典鑄正六位上佐史朝臣比奈麻呂」

## 「准判官正六位上行右京少進清水連国」

## 「主典太政官左史生從六位上伊吉連春日麻呂」

## 「主典散位寮散位從六位上化部大岡」

この班田図は、関野貞『平城京及大内裏考』<sup>(17)</sup>に一部紹介され、大井重二郎が古図にもとづく複製と研究を発表した。<sup>(18)</sup>またほぼ同時に岸俊男が検討を加え、この時の班田を、七七一年校田、七七三年班田と推定し、班田図の作成が七七四年であつたとした。<sup>(19)</sup>この班田使は七七三年の班田使として扱うことができる。

署名部分については、大井・岸が釈読を試みているが、東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影二 近畿二』<sup>(20)</sup>によつて確認が可能

る。またこの年、摂津には准判官は任命されなかつたらしい。ともあれ、さきにも述べたように、長官・次官に任命されたものが不明であり、この年度の班田使がもつ特徴はつかみにくい。

となつた。本稿では大井・岸の検討、石上英一の釈文、および『絵図聚影』による確認をもとに前掲のよう提示した。「京北班田図」には東大文学部所蔵本もあり、「絵図聚影」にも収載されるが、七三年班田使については「管師无位国造人成」が残存するのみである。それも「算師」が「管師」と誤写されている。後掲八一〇年の班田使記載も簡略、あるいはさらに誤写がめだち、西大寺所蔵のものよりも原本から離れたものである。それゆえ署名部分に関しては、東大文学部所蔵本は二義的なものとみることができる。

さてこの時期、大倭国班田使は左右二グループであつたはずだが、この班田図に記載されるものたちが、左右いずれであるのか確証はない。班田図の対象とする地域が平城京右京の北であり、右京に本貫のある京戸の口分田が班給されている。この事実から、大倭国右班田使といえるかもしれないが、大倭の左右班田使が、何を基準に左右を分けているのかわからぬ。左使が京戸を、右使が大倭の民戸を担当したとの考えは齟齬する例があり、浅野充がいうように、左右使は地域を分割して班田をおこなつたのであろう。この点をふまえた上で班田使メンバーについて考察を加える。長官の佐伯今毛人（「令宅人」は「今毛人」の誤り）は左大弁を本官とし、造西大寺司長官を兼ねていた。次官の從五位上の石上朝臣は闕名であり、民部省での官職名も不明であるが、一方、七七〇年に從五位上（統日本紀宝亀元年一〇月己丑条）、七七六年に正五位下（宝亀七年正月丙申条）となり、七八一年民部大輔に任官した（天応元年五月癸

未条）石上朝臣家成の存在が知られるから、名は「家成」、また民部「少輔」と復原できる。民部少輔の官位相当は從五位下だが（養老官位令）、ほぼ相当する。民部少輔は定員一名である。七七一年に佐伯久良麻呂が、七七七年に多犬養が任命されている（宝亀二年七月丁未条、同八年一〇月辛卯条）。石上家成は七七一年以降に民部少輔となり、七七七年以前に他官に転じ、七八一年、大輔となつて民部省に戻つたのだろう。判官の尾張連豊人、佐味朝臣比奈麻呂（「佐史」は「佐味」の誤り）は、それぞれ山背介、典鑄正であること、班田図記載の通りである。そして権判官の清水連国が右京少進、主典の伊吉連春日麻呂は太政官左史生、主典の他部大岡（「化部」は「他部」の誤り）は散位であつた。

班田図では、尾張連の部分に「遷任」の注記があり、かつ豊人とはないので説明が必要である。班田図にみえる尾張連は「正六位上山背介勅六等」である。他方、七七三年に正六位上で左京大進現任の尾張連豊人がおり（大日古二一一八〇頁）、かれは七七四年に正六位上から外從五位下に叙せられている（続紀宝亀五年九月庚子条）。この前後に正六位上の位階をもつ尾張連氏は豊人以外に史料上みあたらない。原則として五位以上のものを記載する続日本紀の姿勢からして、六位以下のものがあらわれにくいという限界はあるが、班田図中の闕名の尾張連は豊人とみてよいだろう。豊人は班田使判官に任じられ、職務を遂行したが、班田図が作成され、担当者の署名がなされた七七四年五月以前に班田使を解任され、そのためかれ

の署名はなく、「遷任」と記されたのである。ただ豊人は七七四年九月に山背権介に任じられており（宝亀五年九月辛酉条）、それ以前の状態を示す班田図中の「山背介」なる肩書きには疑問が生じる。延喜式では上國とされる山背（山城）国が、七七〇年代に上國であつたかどうかはわからない。しかし養老官位令の「位」「官」の対応では、上国介は從六位上相当であり、山背掾であつたものが山背権介に昇任したとも考えにくい。この七七四年を前後した時期には、<sup>(22)</sup> 藤原種継が山背守を務めているから、宝亀五年九月辛酉条の「権介」任官記事は、実は「権守」への任官ではなかつたかという推測を提案しておきたい。

これらの官人の本官から抽出される特徴を指摘しておく。まず左弁官史生伊吉春日麻呂と左大弁佐伯今毛人とから、弁官局構成員が班田使に派遣されたことがわかる。さらに右京職官人の存在は、第一章でみた班田条穴記との関係をうかがわせる。尾張豊人が直前に左京大進であったことにも注意したい。京職官人経験者が判官に二人いるのである。民部省からも遣わされているのは、班田収授を統括するという、この省の任務からするものであろうか。そして重要なのは、大倭班田使に山背国司が任じられていることである。畿内国司が他国の班田使を務めているのは、畿内班田が個別の国の枠組みを越えたところにおいて実行されねばならなかつたことを示す。

国司としての任務とは別次元での機能が、畿内班田使に任じられた畿内国司には期待されたのである。山背介尾張豊人の大倭班田使任

命を、京戸への班田について大倭と山背とで調整するためとする浅野充の見方もあるが、大倭班田使の四等官につねに山背国司が含まれているわけではない。後述の、大和守でありながら河内和泉班田使次官であつた岑成王の事例などとあわせ、豊人は本官である山背権介の職務とは別の論理で大倭班田使を務めているのだと考える。

(e) 七八六年 畿内班田使  
続日本紀延暦五（七八六）年九月乙卯条にみえる各國の班田使は  
次のようである。

大倭国左長官 正四位下神王

次官 従五位下石川朝臣魚麻呂

大倭国右長官 従四位上佐伯宿祢久良麻呂

次官 外從五位下島田臣宮成

河内和泉州長官 従四位下巨勢朝臣苗麻呂

次官 従五位上紀朝臣作良

攝津国長官 従四位上和氣朝臣清麻呂

次官 従五位下藤原朝臣葛野麻呂

山背国長官 正四位下壹志濃王

次官 従五位下多治比真人繼兄

長官・次官以外に、判官・主典が、五グループそれぞれに一人ずつ任命されたことを続紀は記す。大倭左長官の神王は、七八四年参議

で大蔵卿を兼ね（続紀延暦三年四月壬寅条）、翌年彈正尹となつた

(延暦四年五月甲寅条)。七八九年高野新笠の御葬司のとき参議・

彈正尹現任であつた(延暦八年一二月丙申条)。彈正尹に任官した同日、藤原雄依が大藏卿となつてゐるから、班田使任命時には、神王は参議・彈正尹であつたとみてよい。次官の石川魚麻呂は、七八四年に左大舎人助に任命され(延暦三年四月壬寅条)、七八七年に摂津亮となつてゐる(延暦六年二月癸亥条)。同日に石川永成が左大舎人助に任じられているから、七八六年には魚麻呂が左大舎人助現任であつたとみてよい。同様の手続きにより、七八六年段階での本官を推定すると、佐伯久良麻呂||左京大夫、島田宮成||右京亮、巨勢苗麻呂||左中弁・河内守、紀作良||大学頭、和氣清麻呂||摂津大夫・民部大輔、壹志濃王||治部卿であつたらしい。藤原葛野麻呂と多治比繼兄の、班田使任命当時のポストは不明である。

まず議政官、それも彈正尹を兼ねる人物・神王が大倭左班田使長官となつてゐる点が注目される。大倭右長官が単なる左京大夫であることとのつりあいもとれていない。あるいは班田使全体、ないしは大倭左右班田使を差配する任務も帶びているのかもしれない。河内和泉長官の巨勢苗麻呂は左中弁である。他の年度も含め、外記局構成員の班田使任命はみられず、太政官のうち弁官局官人のみが畿内班田使に関与すると考えられる。苗麻呂は河内守を兼任するが、七七三年の山背介尾張豊人の場合とは異なり、国司が自らの任国の班田使になっている。国司とはいえないが、和氣清麻呂も摂津大夫でありつつ、摂津班田使長官である。ただし、苗麻呂は左中弁、清

麻呂は民部大輔だから班田使に任じられたと解することが可能である。兩人とも班田使任命の前月、つまり直前になつて、わざわざ左中弁や民部大輔となつたからである。さらに京職からは、左京大夫と右京亮が同じ大倭右班田使の長官・次官に任命されている。大倭国を左・右の班田使に分けるにあたり、左右京の区分は考慮されていない。班田使の「左右」の区別は、朱雀大路の延長線上で大倭国を分割するのでもないらしい。左・右京の京戸口分田はそれぞれまとまりをもつことなく、畿内各地に班給されたものと考えられる。

その他、山背國長官壹志濃王が治部卿であり、河内和泉国次官の紀作良が大学頭であるが、これらの官職の畿内班田との直接的な関係は稀薄である。畿内国司については留保が必要だが、七七三年の大倭国班田使とあわせ考えるならば、弁官局官人、京職官人、民部省官人、そして畿内国司という四者が畿内班田使を編成する場合に標準的な構成要素であつたといえそうである。また、多治比繼兄は七八二年に大宰少弐に任官したが、定員一名の少弐に、七八三年大伴真麻呂が、七八四年藤原晉繼が、七八五年には海上三狩が補任されており、繼兄は西海道から戻り、在京中だつたと推定される。七七年の他部大岡と同じく、散位身分として加わつたのであろうか。

### 三 畿内班田使の性格分析（そのII）

#### (f) 八一〇年 大和国班田使

前掲西大寺藏「大和国添下郡京北班田図」の三条尾部の署名部分には「弘仁二年十一月廿九日」の日付がみえるが、日本後紀弘仁元（八一〇）年九月戊戌条に「遣使畿内、班民口田」とあって、任命・派遣は八一〇年のことであった。(d)と同様に主典以上を記す。

「左右長官從四位下行大和守勲七等坂田宿祢『虫損』」

「次官散位五從下紀朝臣『虫損』〔五從下〕は「從五位下」

の誤り)

「判官正六位上行右京少進『虫損』朝臣末□」

「散位從八位上『虫損』」

「主典散位從七位下『虫損』」

「主典從七位下行兵部少掾上村主氏主」〔少掾〕は「少録」

の誤り)

「左右長官としてみえる「坂田宿祢」は、日本後紀記事（弘仁元年九月丁未条）により、坂田奈氏麻呂であることが判明する。同じく從四位下で大和守だからである。本官が大和守であることは、当国國司が班田使に任じられた例のようにもみられるが、「京北班田図」には「國司正六位下行少掾大宅真人男繼」、「從七位下行大自勝大伴班田使削減は、かつての平城京、そしてそこに居住する京戸の存在

ではない。七八六年の巨勢苗麻呂・和氣清麻呂の場合も、先述のように左中弁・民部大輔であったことが班田使任命の直接的要因と解され、畿内國司とその任國への班田使就任とを結びつけて考えるべきではない。「京北班田図」に痕跡を残す二度の班田、「弘福寺田數帳」にみえる班田、ともに畿内班田使と当國の國司とは別個に記載されている。田令班田条集解穴記第三の問答でいう京職官人と畿内國司との共同作業とは、京職官人に代表される畿内班田使と畿内各國の國司との共同行為を示すものといえるのではないか。署名の仕方が、各自の独立性を保ちながらの共同性を象徴する。

が、大倭国班田使の規模を規定していたことを推測させる。日本後紀大同三（八〇八）年九月乙巳条をみてみよう。

大和國言。此國水田一万七千五百余町、河内・和泉兩國田一万

七千余町。以レ此比レ彼、多少無レ異。而班田使員、已倍二兩國。

伏請。准二河内等國、省使員數、除民之弊。許レ之。仍省

次官一人・判官一人・主典二人。

大和は河内・和泉を合計したのと同じ程度の水田規模でありながら、かつては二倍の班田使を必要としていた。これは平城京に本貫をもつ多数の京戸男女に対する班田取扱のためにはかならない。京職官人が大倭国班田使にのみ検出されたのも、京戸への班田業務が大倭を中心に執行されたからであろう。

(g-1) 八四三・四年 畿内校田使

八四〇年代の班田取扱は複雑な経過をたどる。八四三年に校田使が任じられ、翌年補充人事があつた（続日本後紀承和一〇年一月庚子条、一一年二月乙卯条）。そして班田使任命がおこなわれるが、八四五〇七年に至るまで班田使交替記事が散見する。<sup>(23)</sup> まず八四三・四年の校田使構成員を検討し、その特徴をみてみよう。

大和長官 参議從四位上滋野朝臣貞主

次官 大和守從四位上紀朝臣長江

次官 彈正少弼從五位上丹墀真人門成

河内和泉長官 參議從四位下安倍朝臣安仁

次官 河内守從五位上清原真人遠賀

次官 和泉守外從五位下菅野朝臣繼門

攝津長官 參議從四位上藤原朝臣助

次官 摄津守從五位下有雄王

←

從五位上路真人永名

山城長官 參議從四位上正躬王

次官 山城守從四位下藤原朝臣長岡

從五位下笠朝臣数道

←

右に掲げた当初の校田使は、大和、河内和泉、攝津、山城ともに長官は参議であつた。そして大和次官には、大和守紀長江と弾正少弼丹墀門成が、河内和泉次官には、河内守清原遠賀、和泉守菅野繼門が補任され、攝津、山城もまた次官はそれぞれ国守の有雄王、藤原長岡である。ちなみに大和校田次官丹墀門成は、八四三年正月河内守となつた外成と同一人物であるらしい。門（外）成が刑部大輔に任じられた同年二月、清原遠賀が新しい河内守となり、その遠賀が、一一月に至つて河内校田次官に任じられたようである。門（外）成は一箇月のみ河内守だつたわけであり、遠賀は河内守となることで河内校田次官に任命されたと解される。他の国々の守も同様であり、畿内校田使任命を視野に入れて、八四三年、畿内諸国の守が一齊に補任されたのである。<sup>(24)</sup> 和泉守菅野繼門については所見がない

が、他の国守と同時期に守に任官したものと思われる。判官以下のメンバーや不明なので校田使全体の特徴を析出させられないが、長官には参議が、次官には当国の国守との原則があつたことを校田使について確認できる。七八六年の大倭国左班田使長官の神主は参議であつたが、孤立した現象であるのに対し、今回の校田使における長官＝参議の齊一性は、平城天皇期の参議の觀察使への転換に近い性格のものがあるのではないか。觀察使は八一〇年に廢止されてしまふが、さまざまな地方行政へ参議を直接関与させる動向の存在を注視しておきたい。

ついて翌八四年二月、山城次官が笠数道に、攝津次官が路永名に交替する。この交替事情は、ひとつつの問題を提起する。山城守は八四三年の藤原長岡以降では、八四四年六月紀長江（続群書類從第七輯上・紀氏系図）、八四七年正月源勤の任命（公卿補任）記事がみられる。他方、続日本後紀嘉祥二（八四九）年二月辛卯条藤原長岡卒伝に、「承和之初。（中略）十年春亦任<sup>レ</sup>山城守。称<sup>レ</sup>病<sup>レ</sup>不出焉。秋七月任<sup>レ</sup>大和守。固辭不<sup>レ</sup>免。白頭莅<sup>レ</sup>職。」とある。この卒

伝では、八四三（承和二〇）年春に山城守、同年七月に大和守となつたかのようすに叙述されている。しかし、長岡が八四三年一一月段階で山城守であつたことは上記校田使任命記事から確認でき、またそのとき大和守は紀長江であつたから、「秋七月任大和守」は翌年以降のこととしなければならない。さらに、長江の八四四年六月山

(g-12) 八四四一八年 畿內班田使

八四八年の藤原闇主の摂津守補任までみると、有雄王は八四三年正月の摂津守任命により、その年の一一月校田使次官となつた。かれの補任記事は、八四九年の出雲守任命まで史料に確認できないが、有雄王の他官への転任、そして推測にわたるが、路永名の摂津守補任が、校田使次官の異動をもたらした要因であつたとみたい。

八四〇年代の畿内班田使任命が複雑であることはさきに記した。その変遷を一覧にしたのが（表）である。校田使一覧と比較すればわかるように、八四四年当初の各国班田使長官は校田使長官がそのまま移行している。校田と班田の連続性に注意が払われているようにもみられる。ところが次官をみてみると、丹墀門成はひきつづき

〈表〉

年 次 官職名	844年10月	846年12月	847年10月	848年2月	848年6月
大和国長官	滋野貞主	(滋野貞主)	(滋野貞主)	(滋野貞主)	滋野貞主
次官	丹墀門成	豊前王	笠年嗣		
河内和泉国長官	安倍安仁	(安倍安仁)	(安倍安仁)	伴善男	伴善男
次官		岑成王	藤原貞守	藤原近主	
摂津国長官	藤原助	(藤原助)	(藤原助)	(藤原助)	藤原助
次官		路永名	藤原直世		
山城国長官	正躬王	源弘	(源弘)	小野篁	小野篁
次官		藤原氏宗	藤原高直	文室有真	

大和班田使次官だが、他の国々については確認できない。八四六年一二月にみえる摂津次官路永名は、かつて摂津校田次官であったから、校田使次官も同じく班田使に横滑りしたようにもみられるが、事態はそれほど単純ではない。路永名は、すでに八四六年正月に土佐守となっているからである。少なくとも班田使次官は校田使のそれが異なるて、当国の守が任命されるという原則を有しなかつたことが推測される。すなわち各國の校田使と当該国の国司（国守）とが相即的であるのとは違い、班田段階においては、某国班田使とその国の国司とは一致しないのが通常なのである。

まず年度別変化に注目してみる。校田をふまえた最初の班田使が、八四四年一〇月に任じられた。次官は大和国を除いてわからない。実際はだれかが任命されたのだが現在は不明なのか、それとも当面欠員とされたのか確証はない。しかしその後の班田使任命記事を見ていくと、全面的な交替ではなく、徐々に新しいメンバーに變っていくさまがみられ、校田使から班田使への切り換え時には、円滑な異動がなされなかつたのかもしれない。〈表〉の人名に括弧を施してあるのは、ひきつづき班田使であつたとみられるものたちである。たとえば八四四年当初班田使であつた滋野貞主と藤原助は、中途では存在がまったく確認できないが、八四八年には当初と同じく班田使長官であることがわかり、交替することなく在職していたとみることができる。

大和次官は丹墀門成から豊前王、笠年嗣に交替し、河内和泉次官

は、八四六年におそらくはじめて岑成王が任命されたのち、藤原貞守、藤原近主に變つていく。岑成王は八四七年正月大和守に補任されるが、そのまま一〇月の藤原貞守の班田使任命まで河内和泉次官を務めている。短期間ではあるが、大和守でありながら河内和泉班田使次官の任務にあつた。山背介でありながら大倭班田使であつた七七三年の事例からつながるものである。校田使とは違い、九世紀においても、班田使に任じられた畿内国司と任国とのズレが認められたといえる。山城守についても、七四七年正月に源朝臣勤が任じられているが、この任官と山城班田使次官の交替はまったく無関係におこなわれている。摂津や山城の次官も交替していく。しかし何を契機として交替がなされたのかはわからない。特に変化の原因となるような官職への補任もみられず、次官をみると、なんらかの原則に則つて班田使が構成されているとは考えられない。

各国班田使長官はすべて参議である。長官の交替は何を契機としているのか。正躬王から源弘への転換は、法隆寺僧侶善愷事件による解官にともなうものであり、特殊な事例として処理できる。ところが八四八年二月の伴善男・小野篁の長官任命は、この年正月の安倍安仁・源弘の中納言昇任をきっかけとする。中納言で班田使長官を兼務することは避けられているらしい。班田使長官は、参議兼任との原則がある時期につくられていたことを反映するものであろう。すでに七八六年の大倭國左班田使長官に参議神王が任じられているが、八一年の大和國左右長官坂田奈氏麻呂は参議ではなく、九世

紀前半にあらたにつくられた原則とみられる。議政官である参議の校田使・班田使長官への任命は、一面では班田取扱に対する中央政府の関心の高さ、施行にあたつての決意がうかがわれる。しかし他方では、八四〇年代の河内和泉班田使では、従来二名いた次官を一名にするなど簡略化されたこと、また八四七年の河内和泉次官藤原貞守、山城次官藤原高直、八四八年の河内和泉次官藤原近主が、いずれも承和の变による流刑から帰還したばかりのものであることに注目しないわけにはいかない。<sup>(29)</sup> 中納言昇任による自動的班田使解任とあわせ、班田使任命が多分に形式化しているさまを示すものではあるまい。八七九年、在京の参議らに畿内班田を検校させたこと（日本三代実録元慶三年一二月八日癸巳条）につながるものとみられる。班田使長官となつた滋野貞主ら参議も在京であつたろう。しかし長官というポストにはついており、責任の帰するところは明らかであった。それがのちには、班田の「検校」という一步退いた統括責任関係となつたのである。判官・主典への補任者がわからないため、軽々に論じることはできないが、班田取扱制自体の衰退、結果実現されなかつた八四〇年代の畿内班田という現実からするならば、九世紀に入つてからの畿内班田使は、京職官人・弁官官人・民部省官人などにより編成されていた九世紀初頭までの畿内班田使とは、およそ趣を異にするものに変容したと評価せざるをえない。

## (h) 八七九年～八八三年の「畿内班田」

左京少属從七位上春滝宿祢春岳

八七八年三月、五畿内国に対する勅があつて、「外国之例」にしたがつて国司による校田が命じられた（三代実録元慶二年三月一五日辛亥条<sup>(30)</sup>）。そして翌年一二月、左右京職五畿内班田は、先例では遣使しておこなうべきだが、今回は国司に委ねるとの勅が出された（元慶三年一二月三日戊子条）。校田をふまえてのものである。ただし先述のようすに、国司監督のため、中納言・参議が各国別に「検校」役としてわりふられた。在京のまま、はるかに班田のことを攝し、国司に命令を下すことが求められた。次の通りである（元慶三年一二月八日癸巳条）。河内と和泉は、旧来の畿内班田使と同じく、ひとつの単位とされた。

山城 参議正四位下行左大弁左近衛中將近江權守源朝臣舒  
大和 參議正四位下忠貞王

河内和泉 正三位行中納言兼民部卿藤原朝臣冬緒

摂 津 参議右大弁從四位上兼行肥後權守藤原朝臣山蔭

ところが二週間ほどで、官人を直接山城国に派遣する方式に転換する（元慶三年一二月二二日丙午条）。山城は、平安京に接しているから、「權豪」の輩による班田への妨げを防止するためと理由づけられた。派遣されたのは、以下のメンバーである。

左少弁正五位下兼行大学頭巨勢朝臣文雄

諸陵助正六位上林朝臣忠範

主計少属從六位下小野朝臣安影

班田取扱制と畿内(覧)

この段階では、国司とともに班田事を実行せよと命じられてはいるが、班田使方式に戻されたわけではない。巨勢文雄らも、次官・判官等の官についておらず、四等官制をともなう官司を構成していない。しかし三代実録元慶四（八八〇）年三月一六日己巳条には「班山城国田使解」が引かれ、畿内班田使的な外貌も呈しはじめる。さらには八八三年には、山城以外にも官人が遣わされ、班田励行が求められた（元慶七年一二月一七日己酉条）。

大和 散位從五位下橘朝臣茂行

勘解由判官正六位上三国真人有行

左京少属從七位上春滝宿祢春岡

河内 散位助正六位上巨勢朝臣文主

木工算師從八位上笠朝臣文宗

今回の班田は国司に委任したが、いたずらに年月が経過するので、橘茂行らを遣わし、国司との共同による早期の進捗を期待するとされた。実際に使者派遣方式は効果をあげたようで、「班田使」により収公された寺田・神田等が口分田として班給されたとの記事を確認できる（元慶七年七月二一日乙酉条、九月二三日丙戌条、一〇月一〇日癸卯条、二七日庚申条、仁和元年一月八日甲午条）。山城・大和・河内のみ派遣者がわかるが、摂津・和泉は不明である。和泉は従来通り、河内に従属したかたちであったとも推測される。摂津については、河辺郡の秀良親王墾田が「班田使」によつて収公され

たとある（元慶七年一〇月一〇日癸卯条）から、摂津国にも派遣されたらしい。

当初山城に派遣された春滝春岡（春岳）が、のち大和に赴いていた。有能であったことによるのかかもしれないが、むしろ左京少属という職掌に関わるのではないか。今回の班田においては、木工寮算師、主計寮少属など、実務者を選択している点もみられるが、班田のための使者としての特徴は總体として稀薄である。その中で、唯一「左京少属」＝京職官人が、京戸口分田のもつとも多く存在したであろう大和・山城に送られたことは、八世紀以来の畿内班田使の残影と評価できる。

#### 四 班田収授制と畿内

班田条穴記問答から抽出しえた畿内における班田収授のありかたは、京職官人と畿内国司との共同作業形態であり、畿内總体が京職、京戸との関係をもつものであった。都城所在国に偏在するとみられるものの、京戸口分田は畿内全体に班給されるのであり、<sup>32)</sup>畿内と京戸との対応する。穴記による法解釈をこのようによく場合、考えなくてはならないのは、穴記の成立時期、穴記注釈のよつてたつ基盤である。穴記を单一の明法説とは捉えられず、令集解所引穴記の現形態は、本来の穴記にいくつかの解釈・問答が付属してきたものといふ。原穴記は令釈の成立に影響を受け、跡記にやや遅れて八世紀

の終り頃成立し、最終的には九世紀初に今日のようなかたちをとることとなつたらしい。<sup>33)</sup>

班田条集解における穴記は、今問題にしている問答部分「A」と、班田条集解末尾部分引載のもの「B」のふたつがあることはさきに述べた。前者が問答のみを六個引くのに比して、後者にはまず問答があり、「案レ之」以下の文が付属し、さらに「今案」が付されている。班田条のひとつ前の条文、22還公田条の穴記は、語句説明をした上で問答ふたつを付属させる構成をとる。北条秀樹は、穴記問答の成立時期は個別に検討するほかないとしたが、穴記「A」に関しても、原穴記は班田条についての注釈をほどこさず、のちに問答が付加されたとみることもでき、個々の問答の背景となる時期について明証はない。ただ穴記の成立していく時代は、畿内班田・畿内班田使の変動があつた時期である。京畿内口分田のうち、男性は令文通り、女性にはその余りを班給することとなり、<sup>34)</sup>長岡・平安遷都があり、大和国班田使の減員があり、<sup>35)</sup>畿内と畿外とで田籍・田団のありかたに違いが生れた。<sup>36)</sup>穴記のみが畿内班田について具体的に叙述しようと試みてることに注意が払われるべきであろう。他の集解諸説が、畿内班田使の存在を知つていながら畿内班田についても全く触れない点との対比からしても、「A」の穴記問答は、なんらかの現実的背景をもつているとみてよいのではないか。ついで班田収授制の歴史をみていく中で、畿内班田の特質を位置づけてみたい。

河内祥輔は、それまでの班田収授制研究に批判を加え、班田制は既存の墾田を徐々に収公することによって運営可能となつたのであり、「依<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>受<sup>レ</sup>授<sup>レ</sup>、於<sup>レ</sup>事不<sup>レ</sup>便<sup>レ</sup>。請<sup>レ</sup>悉<sup>レ</sup>收<sup>レ</sup>更<sup>レ</sup>班<sup>レ</sup>。」（続紀天平元年三月癸丑条）と表現された七二九年班田こそが本格的な班田収授であつたと評価した。この年次の班田は班田行政の緻密化・本格化を示し、このころから天平一四（七四二）・天平勝宝七（七五五）・宝亀四（七七三）・延暦五（七八六）年のいわゆる四証年の時代が最も典型的な班田収授制の時代であつたともいう。<sup>(38)</sup>こういった視点からは、必然的に次の問題が導きだされる。河内祥輔も論の前提としているが、大宝令以前の班田収授制存在への疑いである。河内は、淨御原令班田の有力な根拠とされてきた大宝二年西海道戸籍は根拠にならないとして退ける。さらに日本書紀持統六年の班田大夫についても、大宝令的班田収授制につながるかどうか疑問とし、畿内班田使の先蹤とみる見方に対しても、共通性の有無に疑問をなげかける。また明石一紀は、班田収授制は六歳以上を対象としたとの通説を批判し、田令3口分条の「五年以下不<sup>レ</sup>給<sup>レ</sup>」とは、班年と班年とのあいだには収授をおこなわないの意であるとした。<sup>(39)</sup>これにより、少なくとも西海道戸籍の口分田受給者記載を大宝令に適合的とみることができる。

このように、大宝令以前における班田収授制の一般的存在に対する否定的意見が提起され、強まりつつあり、淨御原令成立説については、梅田康夫<sup>(40)</sup>が試みたよ<sup>う</sup>な、班田収授制の前提条件の考察によつ

て、状況証拠的に淨御原令に帰着させる方法がとられざるをえないのが現状である。しかし淨御原令にもとづくといわれる持統六年紀の「班田大夫」についても、扶桑略記持統六年九月条は「遣<sup>レ</sup>使諸國<sup>レ</sup>定<sup>レ</sup>町段<sup>レ</sup>」とし、「町段」表記に問題はあるが、扶桑略記の独自史料的価値からして、「定」の字が重視され、むしろ日本書紀の「班田」なる表記への疑義が提起できる。また村山光一は、史料上における「収授」「班田」の語を検討し、「収授」がもっぱら「収」の意味に用いられること、「班田」は中國にはみられず、大宝令制定者が「班田」の語に「なみなみならぬ愛着をもつていた」らしく、「授」の意味は「班田」なる用語によつて代位されたと指摘した。その歴史的背景を、班田収授制成立以前より「班田」という用語が使用されていたからとみなし、「班田」＝「アカチダ」制の存在を想定する。<sup>(41)</sup>村山は班田収授制淨御原令成立説をとるが、大宝令以前の班田収授制の様態には疑問も多く、班田収授制を大宝令での成立とみて、大宝令以降に全面的に展開はじめたとするほうが、「班田」「収授」用語のありかたにむしろ適合的ではないだろうか。史料の残存状況に大きく規定されるとはいひ、「収授」がもっぱら「収」の意味に使われるなど村山が強調する点は、八世紀以降にみられる現象である。

八世紀の班田収授制は、田令班田条によるかぎり、班年ごとの京国官司の太政官への申請、そして太政官の指令のもと、全国一斉施行を理念とした。実際、班田は全国的実施が一般的だつたよ<sup>う</sup>で、

その点に疑点はない。しかし京国官司と太政官・民部省との、公文書による班田施行伝達という以上に、校田を含む諸国での班田収授制への中央官司による強い関与に留意しなければならないと思われる。それは、民俗の観察と校田を任務としつつも、「巡察使」という令制の名目で派遣された七六〇年の場合（統紀天平宝字四年正月発未条）に顕現する。在地の国郡司にとつては、巡察使としてではなく、「校田駆使」と認識されている。<sup>(43)</sup> 校田のための駆使だというのである。のちの史料ではあるが、仁寿三（八五三）年五月二五日太政官符（三代格）に引かれた美濃国解は、班田にあたっては太政官符による施行命令があり、校田のうち結果が報告され、さらに班田施行指令が下り、それを受けてようやく国司は班田をなじうるのだ、こういった班田にともなう繁雑な形式を緩和してほしいと申請している。国司が校田にとりかかりつつ、中央への報告をしたいというのである。太政官の指示をつねに仰がねばならない方式について、美濃国解も太政官符も淵源を明らかにしてはおらず、班田収授制に本来的なものであつたことを想像させる。美濃国解を受けた太政官は、班田はひきつづき太政官の指令にしたがつておこなうべしとしつつも、校田についてはその時期の到来にしたがい国司の裁量で開始することを許可した。太政官が一元的に掌握してきた校田実施に関する権限の一部委譲であった。

この官符では「自余諸国」も美濃の例にならえとされたが、はたしてこれは畿内にも適用されたであろうか。というのは、美濃解を

先例として校班田についての申請をおこなったのは、筑後・豊後・肥前など西海道諸国のみであつて、畿内国司による申請がみられないからである。もちろん美濃解、およびそれに対する太政官符を根拠に申請した事例も数箇国を確認できるにすぎず、畿内に適用されなかつた証拠はない。しかし校田・班田を国司が太政官の指示によつておこなうのは畿外のみであつて、八世紀以来、畿内は校田使・班田使が任命されたことを考へるならば、八五三年五月の官符は、結果的には畿外のみを対象としたものであつたとみてさしつかえあるまい。弘仁一一（八二〇）年一二月二六日太政官符（三代格）は、田籍と田図が班田に際して作成されてきたやりかたを改め、畿外では田図のみを、畿内については田籍・田図の両方を作成させることとした。田図について、「公私有用。永存可見。」ともあるが、国家的的土地支配実現のための田図作成は畿内・畿外を問わず維持が企図されたのに対し、田籍をつくることは原理的には放棄されたものとみてよい。ところが畿内のみ、田籍作成を強制されつづけるのである。班田に際してのこのような差異の発生は、班田使任命の有無も含め、畿内と畿外とを区別する志向の存在を示すといえよう。これに淵源する。浅野充は、京戸を全国の戸から抽出されたものとみたが、それは七一五年の「諸国人廿戸、移附京職。由殖貨也。」（統紀靈龜元年六月丁卯条）との史料、そして本貫を畿外とす

る下級官人が多いことに依拠する。しかし下級とはいえ支配層の一部たる官人と一般京戸とを同一視することは可能であろうか。むしろ「諸国」を畿内諸国と解することによって眞実に接近できると思う。日本書紀持統六年の「遣班田大夫等於四畿内」に対応する扶桑略記記事は、「遣使諸國定町段」であった。ここでの「諸國」は畿内であろう。八〇九年、畿外居住の京畿内百姓について、願えば畿外に編附し、そこで口分田を給えとの太政官符が発布された（三代格大同四年九月一六日太政官符）。畿外居住の京畿内百姓とは、本貫を京畿内に残したまま畿外に流亡したものたちである。これらを編附するとは、畿外に本貫を移すことにはかならない。その上で口分田を給うというのは、口分田班給は本貫地においてなされるのが原則ということであろう。大同四年官符に引かれる大同三年官符にも「凡班給口分、理須由本貫。」とある。ただし平城京造営にあたり、畿内の住民が等しく「移附京職」されていったのではあるまい。平城京時代の京戸が大倭を中心口分田を獲得するには、かれらが大倭を中心とする畿内各地から抽出されたからに相違ない。平安遷都以後、山城国が京戸口分田供給地として前面に出てくる。都城に本貫をもつ住民の多くは、都城所在地域を本来の生活の場としていたのである。<sup>(45)</sup>

本稿の考察によるならば、八世紀以降の畿内が、ある枠組みとして、ひとつの規範として機能していたことは認められなければならない。ただ畿内とは中國制に起源をもつ称謂であり、本来はヤマト

・カワチ・ヤマシロ・ツという各地域の複合体である。畿内は、それ自体が自然生的なひとつ地域、つまり自己完結的な世界ではない。紀伊国を除き、畿内にのみ相嘗祭に預かる神社は存在したが、大倭国に偏在しており、<sup>(47)</sup> 畿内内部の多様性を考えさせる。律令畿内制の起源が、関晃・早川庄<sup>(48)</sup>のいうように律令国家権力をになう畿内出身貴族たちの拠点としての性格を有していたことはまちがいなしだろう。ただし、貴族それぞれの出身地たるヤマト・ヤマシロ等の複合体としてであって、「畿内」という中国的名称が与えられ、一元的な把握のされかたをしたとき、ウチツクニ・畿内内部の各地域が有していた本源的な、自然生的な性格は変容させられ、総体として、派生的な、政治的な、二次的な枠組みとなつたというべきなのである。族制的ではなく、領域的な関係・枠組みの成立である。

大化改新詔にみえる「畿内国」についていえば、律令制的「国」形成に先行する現象であって、「畿内国」とは、ヤマト・ヤマシロ等の各地域世界を上からひとくくりに捉えてしまつたものといえる。そして、大宝・養老令制の「畿内」は、令制国成立後にふたたびそれらを総合する論理として設定されおしたとみられるのである。史料上の京戸口分田が都城所在国に偏つて出現するのも、現実を反映するものであつて、京戸供給源の偏りは、畿内の一体性の人工的性格を象徴するともいえる。

七三五年の「隼人計帳」（大日古一一六四一頁）の調記載では、正丁一人あたり九文の錢である。そして七二六年の「山背国愛宕郡

「計帳」（大日古一一三三三頁）でも、正丁一人につき九文の調銭が徴収されている。畿外出身の隼人も、畿内という領域（この場合、山背国綴喜郡大住郷）に居住しさえすれば、課役は畿内の先住民たちと同様となるのである。畿内の課役制の特殊性は、あくまでも出自にもとづくものではなく、畿内という空間に正規に居住するものに対しても適用される措置であつた。国家の属性としての人民の領域的区分に由来する問題である。また京畿内の免庸、調の半減が大宝令を契機になされたとすれば、大宝令成立以前に畿内・畿外の負担体系の区別はなくなる。<sup>(52)</sup>班田使にみられるように、畿内としての統一性が保持されようとしたことはたしかである。しかしそれを本稿では、大宝令制定を契機に再編強化されたものと評価する。浅野充がいうように、「京と畿内の持つ一体性は、むしろ國家が造り出した一体性」すなわち政治的一体性として捉えるべきではないかと考えるのである。

### おわりに

本稿では、畿内班田使に注目することで、畿内における班田取扱の特性、さらに畿内制について検討してきた。考察の結果は、以下の通りである。

①田令班田条集解穴記の問答からみた畿内班田のさまは、京職官人と畿内国司との共同作業であり、畿内總体が京職、京戸との関係

をもつことを示すとみられる。この穴記の注釈は、畿内班田使と畿内各国の班田国司との共同を投影するものであろう。

②畿内班田使に任命されたものたちの本官分析によれば、京職官人・弁官官人・民部省官人を規範的な構成要素とし、なかんづく京職官人が枢要の位置を占めたと思われる。また後発的に参議による各國班田使の統括が生れた。班田使に先立つ校田使においては、畿内国司が重要な位置を占め、畿内国司による任国の校田担当を原則とした。しかし班田司の場合は質的に異なり、畿内国司の班田使任命は認められるものの、むしろ任国以外の国を担当することが五例中二例みられる。他の三例のうちでも、ふたつの事例は、班田使任命の契機が国司ではなく他の官職（弁官官人・民部省官人）にあつたと想定された。また任国の班田使となつても、自国班田を担当する班田国司とは区別されており、畿内班田が令制国の枠を越えたところで機能することを推測させた。

③成立期から解体期に至るまで、畿内班田においては、中央からの直接的な使者派遣がなされた点において、畿内諸国の班田とは本質的な異質性を有していた。

④班田取扱制の様態によって畿内の一体性が確認できたが、京戸口分田班給地の都城所在国への偏り、畿内内部の多様性の存在、班田取扱制の成立時期を考えた場合、その一体性の二次的な性格をみえなければならない。

- (1) 日本の班田収授制と中国の均田制との異質さについては、さしあたり吉田孝「編戸制・班田制の構造的特質」『律令国家と古代の社会』一九八三年、岩波書店) を参照。
- (2) 浅野充「律令国家における京戸支配の特質」『日本史研究』二八七、一九八六年)。以下、浅野への関説はこれによる。
- (3) 大宝令班田条は、集解古記によれば養老令文と異なる点があったが、班田の日程・手続きについての相違はない。
- (4) 宮原武夫「班田収授制の成立」『日本古代の国家と農民』一九七三年、法政大学出版局)。
- (5) 虎尾俊哉「三たび淨御原令の班田法について」『日本古代土地法史論』一九八一年、吉川弘文館)。
- (6) 秋山国三「平安京における宅地配分と班田制」(京都「町」の研究)一九七五年、法政大学出版局)は、慎重な検討をふまえ、京戸口分田は京外に班給されたものと推定する。また浅野充も、京職の職掌に勧課農桑がないこと、賦役令9水旱条での災害実検主体が国司に限定されていること等から、京内における口分田存在を否定する。なお、京戸・京戸口分田については、阿部猛「京戸田について——班田制崩壊期の一問題——」(日本歴史)一五二、一九六三年)、滝浪貞子「京戸の存在形態」(古代文化)四六一三、一九九四年)がある。
- (7) 平城京時代の京戸口分田の確実な事例は、大倭国十市郡にあった左京七条二坊戸主息長丹生真人広長の口分田(天平宝字五年一一月二七日「大和国十市郡池上郷屋地売買券」、大日本古文書編年四卷五二〇頁。以下、大日古四一五二〇頁等と表記する)と、後述の「大和国添下郡京北班田図」に記載される「右京人」の口分田である。また、北村優季「京戸について——都市としての平城京——」(史学雑誌)九三一六、一九八四年)は本貫も京内であつたとし、

浅野充は本貫地不明とする例ではあるが、右京の住人丈部浜足の口分田が葛下郡にあった(宝龜三年二月二五日「丈部浜足月借錢解」、大日古六一二七三頁)。ともあれ、口分田所在地はいずれも大倭国内である。なお、七四九年の「伊賀国阿拝郡柘殖郷墾田売買券」(大日古三一三四頁)の四至記載中に「限南、京戸敢臣梗万呂田」とある。売主が「敢臣安万呂」であり、梗万呂は一族とみられ、「梗万呂田」も口分田ではなく、墾田であろう。もし口分田であつたとしても、八〇七年に停止された(類聚国史卷一五九大同二年一月庚子条)、畿外での京戸口分田班給の便法によるものとみられる。

- (8) 三代格天長六(八二九)年六月二二日太政官符に重層的に引用された、八二一年のものと推定される左京職解(直接には弘仁二年一一月四日官符所引)は、畿内班田における京戸田籍作成の変化を次のように語っている。山城・河内・和泉・攝津は国司がつくるのに対し、大和は京職官人が書生を率いて大和国に向い作成していく。そういった承前の例を改めて、国司による田籍づくりとしたい。この左京職の申請は認められ、右京職も準じるようにとの右大臣の宣が下った。この決定は、その後、八二八年一二月一三日の班田使解が承認され、従来方式に戻され、京職官人が書生を引率して大和国に赴くこととなり、恒例化しなかつた。実は八二一(弘仁一二)年の場合も、班田にまで至らなかつたから、八世紀以来の大倭国班田における京職官人・書生の存在の特殊性は、平安遷都後も引き継がれたのである。しかし九世紀に入って、大和国、他の畿内諸国との扱いの違いが問題視されつつあつたのはたしかである。その意味では、平安京を抱える山城国と京戸との関係が大きくなつていつたものと見える。山城国での京戸口分田史料が九世紀に至つて登場するのも偶然ではあるまい。注(9) 参照。
- (9) 「山城国葛野郡班田図」に京戸口分田がある。これは、八二八年の班田図と推定されている。岸俊男「班田図と条里制」(日本古代

籍帳の研究』一九七三年、塙書房)。また日本三代実録仁和二(八八六年七月一日王辰条によれば、山城国紀伊郡の官田が右京人

凡直春家らの口分田として班給されたことがわかる。

(10) 班田条の「校勘造簿」の「簿」を、穴記第一の問答では、「十月一日申レ官預造籍」とする。他方、第五の問答でいう「田籍」

は、「以給訖田籍入民部」とあるから、班田の結果が記された文書であり、令文の「簿」とは異なる。第六の問答での「於田籍何」の「田籍」とは、令文「校勘造簿」を参照しているから、第一の問答と同じく、令文の「簿」と同体であろう。穴記における「簿」と「籍」とは混乱している。なお当条古記は、令文の「簿」のことを「田文」「田籍」と称する。それをふまえて、弥永貞三「班田手続と校班田図」(日本古代の政治と史料)一九八八年、高科書店)は、「田文」「田籍」を「簿」の一部を構成するものとみなし、後述の弘仁二年一二月二六日官符等の「田籍」をも「簿」の延長上で理解する。しかし官符にみられる「田籍」や穴記第五の問答の「田籍」は班田の結果を記すもので、あらかじめ作成される「簿」とは別次元のものとみるべきであろう。

(11) 青苗簿帳の機能については、筧敏生「靈龜青苗簿式の成立」(ヒストリア)一二一、一九八八年)参照。

(12) 班田使史生丈部竜麻呂の自殺も、こういった班田の実施上における困難さに起因するものとみることができ。滝川政次郎「班田史生丈部竜麻呂の死」(『万葉律令考』一九七四年、東京堂出版)、川崎庸之「大伴三中の歌」(『記紀万葉の世界』一九八二年、東京大学出版会)参照。

(13) 三代實録元慶四年三月一六日己巳条には「班山城国田使解」とあるが、これは前年一二月二一日に、国司とともに班田を実行するよう命じられた左少弁巨勢文雄たちのことである。いわゆる畿内班田使ではないが、準じて理解されたのであろう。

(14) 林陸朗「前期攝關期に於ける土地政策——元慶官田の成立事情

——」(『上代政治社会の研究』一九六九年、吉川弘文館)は、參議による班田「検校」など一連の動きと、従来の班田使のありかたとの差異を重視する。

(15) 万葉集に「天平元年班田之時使葛城王」とされ、班田使任命は統日本紀により一月であることがわかるから、その前後の葛城王の位階・官職をみると、統日本紀天平元(七二九)年三月甲午条に正四位下叙位が、九月乙卯条に左大弁任官がみられる。以下、班田使構員の本官については、六国史・正倉院文書などを利用し、同様の手続きで推定した。推定根拠を省略したところもある。了解されたい。

(16) 河内祥輔「大宝令班田収授制度考」(『史学雑誌』八六一三、一九七七年)は、この「弘福寺田数帳」を七四二年の班田に際して作成された「山背国久世郡班弘福寺田籍」とみなし、班田籍の実例と評価する。

(17) 『東京帝國大學紀要』工科第参冊、一九〇七年。

(18) 大井重二郎「大和国添下郡京北班田図について」(『続日本紀研究』六一〇・一一合併号、一九五九年)。

(19) 岸俊男「班田図と条里制」(前掲、ただし初出は一九五九年である)。

(20) 一九八八年、東京大学出版会。なお「京北班田図」自体の調査、

その成果については、石上英一「京北班田図」の基礎的研究——日本古代田図の調査と史料学——」(『東洋文化研究所紀要』一三、一九九〇年)参照。

(21) 滝川政次郎「班田史生丈部竜麻呂の死」(前掲)。

(22) 藤原種継は、七七一年に山背守となり(『続日本紀宝龜二年九月己亥条』、七七五年の近衛少將任官に際して山背守もとのごとしとある(宝龜六年九月戊午条)。ともあれ豊人が山背守となつたとは考えられない。

(23) ちなみに八〇年代にも校田使の交替があつた。日本紀略天長三

(八二六) 年一月丁丑条に五畿内校田使の任命がみられるが、四年正月丁丑条にも「任畿内校田使」とある。校田使の交替であろう。そして翌五年正月丁丑条に班田使への転換記事があらわれる。

(24)

新訂増補国史大系続日本後紀承和一〇年一月庚子条の畿内校田使任命記事への頭注は、丹墀真人門成の彈正少弼について、「彈正少弼、二月己巳為刑部大輔任此官無所見」とする。定員一人の少弼は、承和七年一月辛丑条に丹墀門成の任命記事があつたのち、九年七月己酉条に現在が確認できるが、一〇年三月辛卯条に橘朝臣海雄の彈正少弼任官があり、丹墀門成の一月の班田使任命段階での彈正少弼現任はたしかに疑問である。

(25)

丹墀外成は、続日本後紀承和一〇年正月辛丑条の河内守任官にのみみえる人物である。辛丑条では、位階は從五位下（国史大系本は意改してある）で、この前後に登場する丹墀門成が從五位上であることと齟齬する点もあるが、同じく国守に任じられるような層であり、同じ人物とみてよいだろう。新訂増補国史大系本の当該条への

頭注は、丹墀真人外成について「外・與門通」とし、外成・門成を同一人物とみる。また、西宮秀紀「河内國司任官覺書」（『藤井寺市史紀要』九、一九八八年）も同一人とみなす。

(26) 大和守紀長江・攝津守有雄王は続日本後紀承和一〇（八四三）年正月辛丑条に、山城守藤原長岡は同年三月辛卯条に任命記事がある。河内守清原遠賀は、本文でも述べたように、同年二月己巳条に補任記載がある。以下の叙述にあたっては、宮崎康充編『国司補任』第一二（一九八九年、続群書類從完成会）を参照した。

(27)

岑成王は、のち清原真人を賜姓されるが、その卒伝（日本三代実録貞觀三年二月二十九日癸酉条）の一節に、「承和元年授從四位下。十一年為越前守。赴任之後、取暇入京、隱居不出。所司奏聞、官當解任、免從四位下之階。十三年授正五位下。十四年春拜大和守。」とある。また公卿補任天安三（八五九）年条には、參議となつた清原峯成の尻付に「承和元正七從四下。（中

略）同十四正十二大和守。」などとある。なお現状の続日本後紀承和一四年正月己酉条の任官記事は省略があり、岑成王の大和守任官、後述の源勤の山城守任官記載はみられない。

(28)

公卿補任貞觀一二（八七〇）年の源勤の尻付に、「承和十四正七從四上。十二日山城守。」などとある。

(29)

続日本後紀承和一四（八四七）年二月丙子条によれば、勅があつて、かれらを含む六二人の「配流人」の入京が許可されている。

(30)

三代格天長六（八二九）年六月二二日太政官符に引かれる弘仁一二（八二一）年一〇月一〇日官符によれば、畿内校田・班田使派遣を中止し、国司に委任する命令が出ている。これは八七八九年の畿内班田の先例とみるべきものだが、班田そのものが実施に至らなかつたらしい。三代格承和元（八三四）年二月三日官符に、「而檢案内、去弘仁元年班田、天長五年又授。不レ拠前後之格、既隔十九箇年。」とあり、八二一（弘仁一二）年の班田施行は結局なかつたとみられるからである。

(31)

先掲「班山城國田使」は八八〇年当時の表現であるが、ここでいう「班田使」は三代實錄編纂時の表記である。巨勢文雄・橘茂行らが、派遣時に八世紀以来の畿内班田使とどう関係づけられていたか、あるいはいかつたかは解釈がむずかしい。独立の官司として、長官・次官・判官・主典の構成をとらなかつたことから、本稿では断絶面を評価したい。

(32)

類聚国史卷一五九太同二（八〇七）年一月庚子条に、京戸口分田を畿外に授ける例を停止するとある。これは、京戸口分田の不足分を畿外において班給していく便法をやめたということである。逆にいえば、京戸に対する班田は畿内を原則としたことがいえる。

(33)

北条秀樹「令集解「穴記」の成立」（『日本古代の社会と経済』下、一九七八年、吉川弘文館）。

類聚国史卷一五九延暦一一（七九二）年一〇月庚戌条。

(34)

- (36) 三代格弘仁一一（八一〇）年一二月二六日太政官符。
- (37) 班田収授制の変遷に関しては、以下の論著を参照した。今宮新『班田収授制の研究』（一九四四年、龍吟社）、虎尾俊哉『班田収授法の研究』（一九六一年、吉川弘文館）、林陸朗「奈良朝後期の班田施行」『平安時代の校班田』（『上代政治社会の研究』前掲）。
- (38) 河内祥輔「班田収授制の特質」（歴史学研究別冊特集『世界史の新局面と歴史像の再検討』一九七六年）。
- (39) 明石一紀「班田基準についての一考察——六歳受田制説批判——」（『古代天皇制と社会構造』一九八〇年、校倉書房）。
- (40) 梅田康夫「班田収授制の成立」（東北大學『法学』四八一六、一九八五年）。
- (41) 村山光一「班田収授制の成立についての一考察——「収授」の語の検討を通して——」（『杏林大學外國語學部紀要』二、一九九〇年）。
- (42) 大宝令と養老令における田令条文の異同については、本稿では捨象する。
- (43) 天平神護一（七六六）年九月一九日の「越前国足羽郡司解」（大日古五—五四三頁）に「以天平宝字四年」、校田□使石上朝臣奥繼、同年一〇月二一日の「越前国司解」（大日古五—五四四頁）に「亦以天平宝字四年」、校田駄使正五位上石上朝臣奥繼等」とある。ここに登場する石上奥繼は、北陸道巡察使に任じられた人物である。
- (44) 三代実録元慶四（八八〇）年三月一六日巳巳條、同五年三月一四日壬戌条。
- (45) ただし近江や伊賀など周辺の住民が京戸とされたこともあつただろう。注(7)の敢臣梗万呂の例を参照。
- (46) 織内の制度の起源および日中の織内制の異質さと同時に共通性にも留意すべきことについては、西本昌弘「織内制の基礎的考察——日本における礼制の受容——」（『史学雑誌』九三一一、一九八四年）参照。
- (47) 西宮秀紀「神々の祭祀と政治」（『新版古代の日本』五、一九九一年、角川書店）。
- (48) 関晃「律令支配層の成立とその構造」（『新日本史大系』2、一九五二年、朝倉書店）、早川庄八「律令制と天皇」（『日本古代官僚制の研究』一九八六年、岩波書店）など。
- (49) 「畿内」の語が成立する以前に、「ウチツクニ」という和語・制度がすでに存在したのではなく、「畿内」キナイ」という漢語に対応する語として選択・創出されたことばなのではないだろうか。
- (50) 早川庄八「律令制の形成」（『岩波講座日本歴史』2、一九七五年、岩波書店）。
- (51) 大日本古文書（編年）では「国郡未詳計帳」だが、これが山背国に移住させられた隼人の計帳であることについては、弥永貞三「山背国愛宕郡計帳について」（『日本古代の政治と史料』前掲）の注（3）参照。
- (52) 今津勝紀「八世紀前半における京畿内の調の変遷をめぐって」（『続日本紀研究』二八二、一九九一年）。